

## 工事請負契約におけるスライド条項の適用について

### 1 スライド条項適用の背景

今般の中東情勢の緊迫化による影響から、原油を原料とする建築資材が急激に高騰している。また、労務費については、令和 8 年 3 月から適用する東京都の公共工事設計労務単価が、対前年比で約 3.3% 上昇している。こうした物価・賃金水準の変動が要因となり、現在の契約金額では適切な工事の履行が困難な案件が発生しており、国においても各自治体に対して、スライド条項の適用について適切な対応を要請している。

### 2 適用するスライド条項

	① 単品スライド条項	② インフレスライド条項
該当条項	工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項	工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項
条項の趣旨	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	労務費等の急激な変動に対応する措置
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者からの請求時に残工期が 2 月以上ある工事(今後、新たに契約する工事を含む)</li> <li>・変動額が契約金額の 1.0% を超える工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年 2 月 2 8 日以前の旧労務単価で契約している工事</li> <li>・残工期が令和 8 年 4 月 1 日(基準日)より 2 月以上ある工事</li> <li>・変動額が残工事費の 1.0% を超える工事</li> </ul>
スライド対象	アスファルト類、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の上昇分(事業者負担:0.5%) ※受注者から請求があった資材の中から受発注者間で協議の上、決定	基準日以降の残工事における労務単価等の上昇分(事業者負担:1.0%)
併用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単品スライドとインフレスライドは併用可能</li> <li>・国、都の運用基準に則り、併用時の特例として、単品スライド条項に係る事業者負担は「なし」とする</li> </ul>	

### 3 今後の予定

令和 8 年 7 月以降            順次、契約変更手続き  
 令和 8 年第 3 回定例会    補正予算案提出、変更契約議案提出、専決処分報告  
 令和 8 年第 4 回定例会    補正予算案提出、変更契約議案提出、専決処分報告